

歴史的風致形成建造物の指定候補物件について

1 歴史的風致形成建造物指定候補物件

常德院（門） 長野市大字長野元善町 6 1 5

2 これまでの経過

令和2年10月24日 所有者から文化財課へ登録有形文化財の現状変更について相談

令和2年12月3日 所有者から都市政策課へ建造物の修理について相談

令和3年1月20日 所有者から歴史的風致形成建造物指定提案書を受領

3 今後の予定

令和3年2月22日 令和2年度 第2回長野市歴史的風致維持向上協議会
歴史的風致形成建造物指定の候補について報告

令和3年4～8月 長野市歴史的風致維持向上協議会による現地視察

令和3年4～8月 所有者から歴史的風致形成建造物指定同意書を受領

令和3年4～8月 長野市教育委員会から歴史的風致形成建造物指定意見書を受領

令和3年8～9月 歴史的風致形成建造物の指定、公告

4 長野市歴史的風致維持向上計画上の位置付け

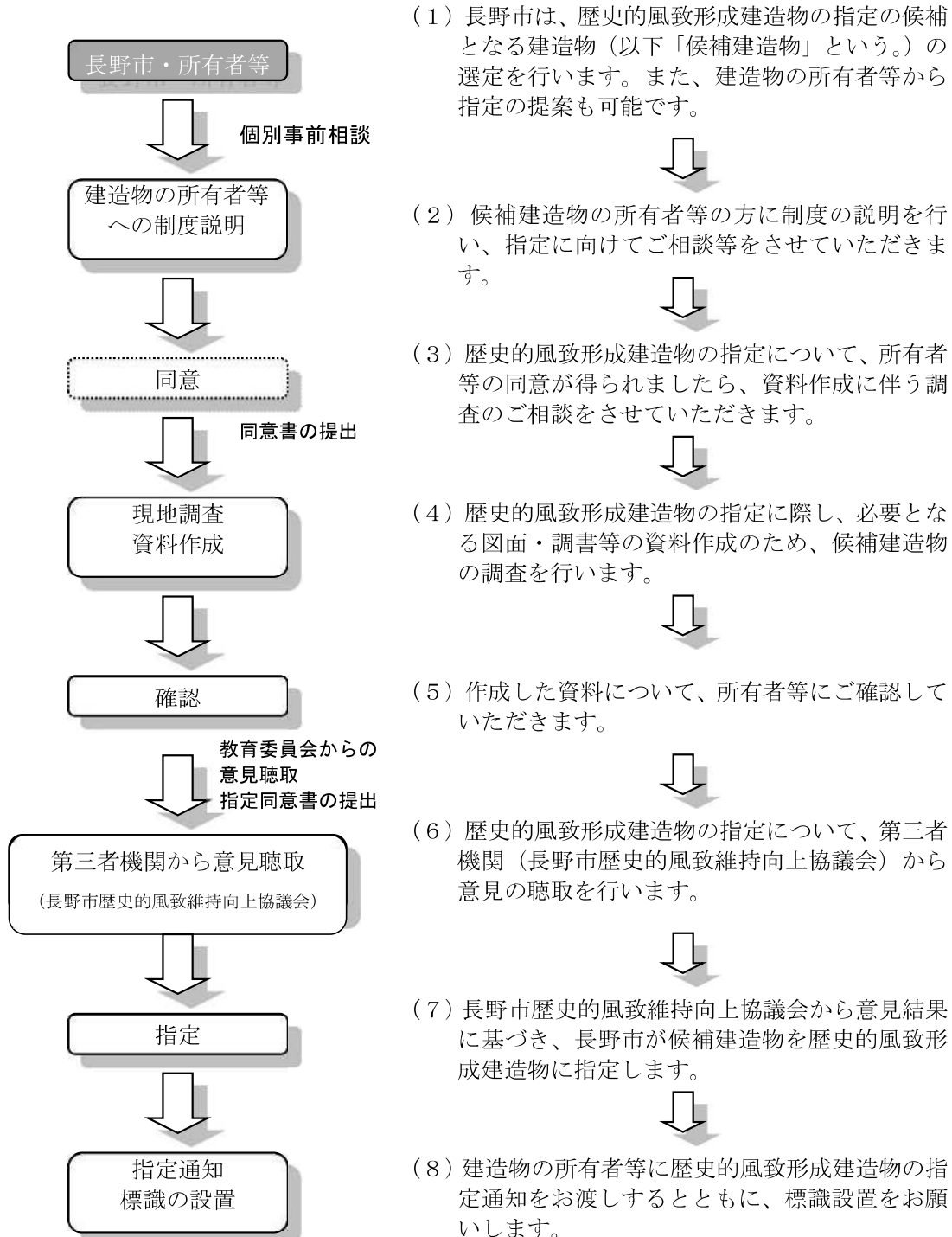
長野市歴史的風致維持向上計画（以下「歴史まちづくり計画」という。）第8章1「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に「本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。」と記載されている。

→ 常德院（門）は、弥栄神社境内の上西之門通りを挟んだ南西側に位置しており、弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致を形成している。

5 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史まちづくり計画第8章1「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に記載されている「◎歴史的風致形成建造物の指定基準 1 文化財保護法（昭和25年法律第215号）第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物」に該当する。

6 歴史的風致形成建造物の指定までの流れ



※歴史的風致形成建造物の指定は、建造物の所有者等（共同所有等、所有者が複数おられる場合は、その全ての方）の意見を聞いて行うものであり、強制するものではありません。所有者等の承認を得られない場合は、歴史的風致形成建造物の指定の手続きを行いません。

7 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項指定に伴う支援（計画書抜粋）

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例に基づいて指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。その他の建造物については、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。

歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復原に努める。

(2) 個別の事項

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

8 歴史的風致形成建造物の指定に伴う支援

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物については、予算の範囲内において、修理・修景に係る補助を受けることができる。

補助制度を活用する場合、長野市と所有者で一般公開に関する協定を締結する。なお、外観のみを一般公開とすることも可能。

＜協定内容＞ ・公開範囲 ・協定期間 ・建造物の維持、管理及び変更に関する事項
・その他

9 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

(1) 所有者の管理義務

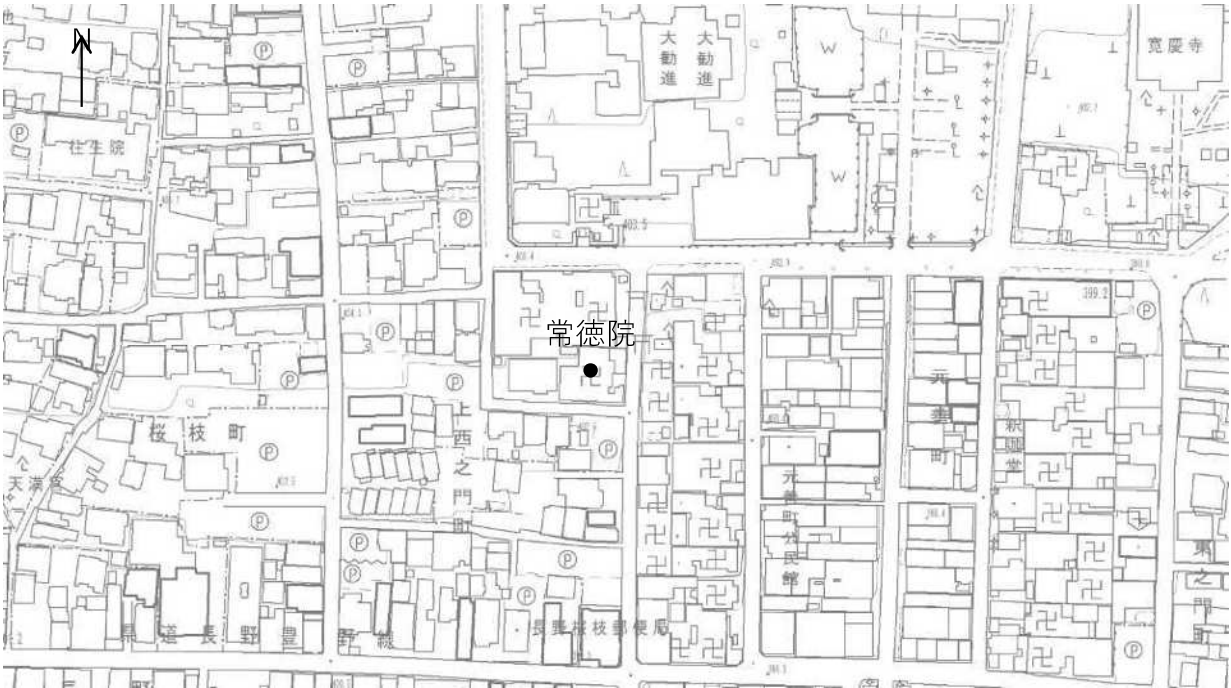
- ・歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさぬよう、適切に管理する義務が生じる。

(2) 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

- ・建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに、市長に届け出る必要がある。市長は、建造物の保全に支障を来たすものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべき旨を勧告することができる。
- ・指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。
- ・建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、市長に届出が必要となる。

常德院（門）

所在地	元善町
建築年代	明治初期
建築概要	切妻造、棧瓦葺、薬医門
特徴等	常德院は、善光寺の院坊で、大勸進に所属し、大勸進のすぐ南西に立地する。創立年月は不明であるが、寛文2年（1662）に常智院から移住した憲真が中興したことに遡る。 敷地内に現存する建物は明治24年（1891）の大火による被災を免れたもので、3階建ての庫裏をはじめ、小御堂や東庫裏、茶室、門が敷地いっばいに配置されている。 門は、明治初期のものと考えられ、切妻造、棧瓦葺の薬医門で、桁は男梁ではなく出三斗が支え、天井が張られていることが特徴的であるとともに、弥栄神社境内の上西之門通りを挟んだ南西側に位置しており、「弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致」を形成する貴重な建造物である。
備考	国登録有形文化財（平成18年11月9日） 男梁 ～伝統的な門の冠木または楣と直角方向に柱から二重の梁が差し出されている場合、上方の長い方の梁。桁を両端で受けている。 出三斗～斗拱の一つ。出三斗組みの略。柱頂上の大斗の上で2個の肘木が縦横に交差し、その上に4個の巻斗と1個の方斗とを置くもの。



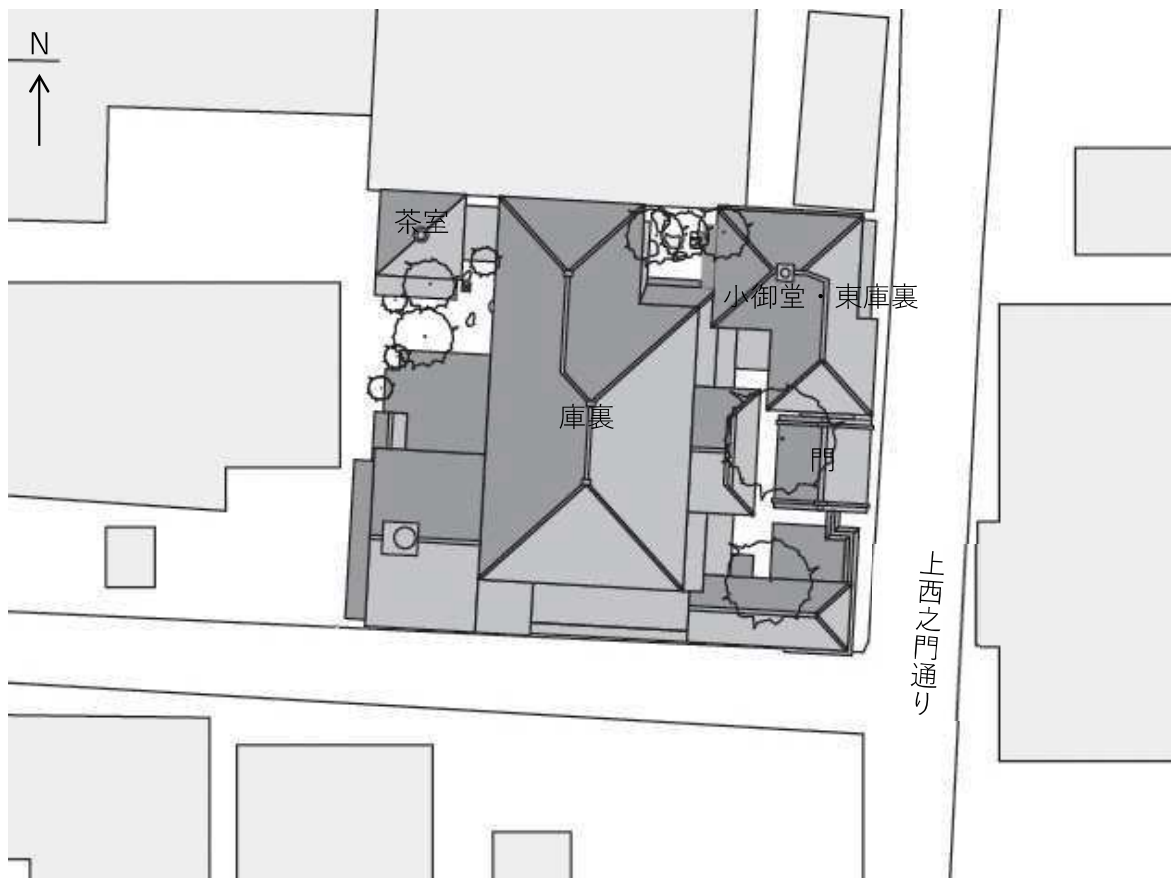
常德院 案内図 S=1：2,500



写真1 敷地外観（南東から）



写真2 門外観（東から）



常徳院 配置図 S=Non